

第12回（令和3年度）おおた住まいづくりフェアの
開催中止に伴う代替策（広報事業）の実施について

1 趣旨

毎年11月、大田区産業プラザにて、大田区建築あっせん事業連絡協議会と区が主催する区民向けイベント「おおた住まいづくりフェア」を開催している。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度は昨年度に引き続き、イベント中止したが、地元建築業者の継続的な支援及び区民の良質な住まいづくりのため、「おおた住まいづくりフェア」の代替策として、パンフレット等による広報事業を行う。

2 広報事業

(1) 広報パンフレットの内容

「おおた住まいづくりフェア」の方針である、区民の良質な住まいの確保、地元の建築産業の振興、安全で安心できるまちづくりの実現をテーマに、大田区建築あっせん事業連絡協議会の紹介や、見積り依頼から工事完了までの流れ、区の助成制度（住宅リフォーム助成・耐震改修工事等）などを紹介する。

(2) 広報手段

① 広報用パンフレット配布及び回覧【別紙1】

- ・区内各施設にて、広報用パンフレットを配布する（12月中旬から）。
- ・全自治会・町会へ広報用パンフレット回覧を依頼する（12月中旬から）。

② 広報用ポスターの掲示【別紙2】

- ・区設掲示板に、大田区建築あっせん事業連絡協議会の利用を促すポスターを掲示する（12月28日から翌年1月10日まで）。

大田区の住まいに関する制度のご紹介

住宅リフォーム助成制度

★区内中小事業者の施工によるリフォーム工事費用の一部を助成します。

工事の対象

バリアフリー化

手すり設置、浴室・更衣室暖房工事、段差解消、開き戸から引き戸への改修、階段昇降機設置等

環境への配慮

節水型トイレへの改修、高断熱浴槽への改修、エコジョーズ給湯器への交換、断熱窓への改修等

防犯・防災対策

軽量化屋根への改修、耐震化工事、面格子の設置、防犯性の高いインターホンへの交換等

住まいの長寿命化

屋根・外壁塗装、雨樋の改修、屋根の改修、洗面台・キッチン改修に伴う給排水等の工事等

吹付アスベスト除去工事

コロナ禍における新しい生活様式への対応工事

在宅勤務スペースの改修、固定式宅配ボックスの設置、インターホンの新設等

工事を始める前に、事前相談(仮申請)の手続きが必要です。



助成金額

※他の助成制度と併せて利用できます。

工事内容		助成率	上限額	
A	バリアフリー、環境への配慮、防犯・防災対策、住まいの長寿命化に該当するリフォーム工事	助成対象額 ^(※) の10%	20万円	
	区他の助成制度・保険給付制度を活用したリフォーム工事	助成対象額 ^(※) の5%	10万円	
	耐震化工事	耐震化助成制度を併せて利用する場合	助成対象額 ^(※) の10%	20万円
		耐震化助成制度を利用しない場合	助成対象額 ^(※) の10%	30万円
	吹付アスベスト除去工事	対象工事費用(税抜)の10%	50万円	
B	新しい生活様式への対応工事	対象工事費用(税抜)の20%	10万円	

(※)助成対象額…標準工事費を合算した額または総工事費用(税抜)のいずれか低い額

☎住宅相談窓口(建築調整課住宅担当内) ☎03-5744-1343

耐震改修助成制度

「地震があったとき今の家で家族を守るか心配」という方へ

★昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した区内にある木造建築物を所有する個人または法人を対象に、耐震改修を支援します。



ステップ1 木造住宅耐震コンサルタント(無料)

除却助成の申請に必要な書類の作成や、耐震化に関する相談、ご自宅の簡易診断を行います。

ステップ2-1 耐震診断

大田区の登録を受けた建築士「大田区木造住宅耐震診断士」による耐震診断が自己負担金30,000円～40,000円(延床面積により変動)で受けられます。
※大田区木造住宅耐震診断士以外の建築士の場合は、別途助成となります。

ステップ2-2 除却工事(助成期限:令和6年3月末まで)

対象建築物:耐震性の不足する旧耐震基準の木造住宅

除去工事契約の相手先	助成割合	助成限度額
区内中小企業者	要する費用 ^(※) の2/3	75万円
区内中小企業者以外の業者	要する費用 ^(※) の1/2	50万円

(※)要する費用=実際にかかった工事費用または[面積単価(34,100円/㎡)]×[延床面積]で算出した額のいずれか低い額

☎防災まちづくり課 耐震改修担当 ☎03-5744-1349 ☎03-5744-1526

ステップ3 耐震改修設計

工事の図面作成や耐力計算などを行います。

助成割合	助成限度額
実際にかかった費用の2/3	15万円

ステップ4 耐震改修工事(未接道の場合は助成不可)

接道状況	助成限度額	助成割合
前面道路が4m以上の場合 前面道路が拡幅済みの場合	150万円	要する費用 ^(※) の2/3
前面道路が4m未満で 道路拡幅する場合		
前面道路が4m未満 だが拡幅しない場合	令和4年3月末まで	要する費用 ^(※) の1/2
	令和4年4月1日以降	要する費用 ^(※) の1/3

住まいの困りごとがあればお気軽にご相談ください♪

相談窓口 無料リフォーム相談会

大田区役所1階南側ロビー
第2・第4火曜日 午後1時30分～4時30分

大田区建築あっせん事業連絡協議会(大田建協)が無料相談会を実施しています。

開催状況については区ホームページをご覧ください。☞



リフォーム・修繕ダイヤル

大田建協への申し込み

☎03-3731-5527

大田区産業振興課を通しての申し込み

☎03-5744-1363

もっと おうち時間を、快適に



そろそろ外壁を直そうか

新型コロナウイルスの影響で

おうちで過ごす時間が増えている方も多いのではないのでしょうか。

その中で、住まいの古くなった部分が気になる、

生活スタイルが変わり自分だけで過ごす空間がほしいなど、

住まいでお困りのことはありませんか？

そんな区民の皆さまへ

おすすめの大田区の制度をご紹介します。

快適な住まいづくり、してみませんか？

家の中の段差をなくしたい

地震に強い家に住みたい

キッチンを直したい



「安全で安心、快適な住まいづくり」をお手伝いします！
住まいのご相談なら地元の建築業者にお任せください！



おおた住まいづくりフェア実行委員会(大田区、大田建協)

令和3年12月

お住まいで お困りのことは ありませんか？

汚れが目立つ内装や
古くなった天井

冬の結露対策

屋根や外壁からの雨漏り

古くなった
お風呂やトイレ

使いにくいキッチン

古い窓や
ドアの取り替え

高齢者のための
手すり設置や段差解消

ひび割れや汚れた
外壁修繕

修理をしたいけど、
どこの業者に
頼めばいいの？

リフォームの
詐欺も
気になる

大田区建築あっせん事業連絡協議会

信頼のおける「大田建協」にご相談ください！

大田建協は、地元・大田区に根差した、地元の建設業者・建築士の専門家が集まり、「建築で地域貢献していこう！」という信念のもと活動している団体です。

区民の皆さまが安心して業務を依頼できるよう、講習会などを通して、組合員の技術の向上、研鑽に努めています。



大田建協に相談した場合(建築あっせん事業)の流れ

依頼

お電話か窓口でご依頼ください。
お客様からのご要望、ご相談内容、ご依頼内容をお聞きして大田区から大田区建築あっせん事業連絡協議会(大田建協)にその内容をFAXで伝えます。

業者選定

業者を選びます。
大田区を通じてご紹介のあったお客様の依頼内容に合う信頼できる施工業者を、大田建協が責任を持って選定します。相談を受けてから2日以内に施工業者から直接お客様にご連絡します。

現地調整

施工業者が訪問します。
お客様のお宅に施工業者が訪問し、実際の状況を確認いたします。その際に、希望内容などさらに詳しくご相談ください。できるだけあいまいにせず、しっかりと希望を伝えることが大切です。

御見積

御見積を提示します。
ご相談いただいた内容を元に御見積をいたします。御見積内容に納得いただけたらご契約となります。御見積の段階でキャンセルすることも可能ですので、ご安心ください。

建築確認

建築確認の有無。
小規模な修繕やリフォームでは不要ですが、大規模な増改築・新築では建築確認申請が必要となる場合があります。ご契約された施工業者におたずねください。建築確認申請は原則として業者が行います。

工事

工事が始まります。
ご紹介した施工業者が「工事責任者」として一貫して最後まで工事を行います。途中で業者が変更になったりすることが無いので安心です。工事完了後に工事費用をお支払いください(一部着手金が必要な場合があります)。

大田区の多様な地域の個性や特性を活かした魅力的な住まいづくりには、
**地元を熟知している「大田建協」の建築あっせん事業を
ぜひご利用ください！**

建築あっせん事業は、大田区産業振興課が実施する、大田建協から地元の信頼できる建築のプロを紹介する制度です。小さい修理から新築工事まで、どんなことでもご相談ください。

大田建協が選ばれる3つの理由

36年の実績

昭和59年の設立以来、大田区を通じて多数の工事实績があります。建てた後もいつでも相談でき、安心して住み続けられるように一生のお付き合いを約束します。



満足度90%

工事を完了した方を対象にアンケートを実施した結果、約90%が工事内容及び金額に満足との回答をいただいております。

お客様の声

満足



助成金が利用できる

バリアフリー化や環境への配慮、防犯・防災対策、住まいの長寿命化などを対象とした、区内中小事業者施工のリフォーム工事に対する助成金が利用できます。



くわしくは次のページで

大田建協は災害時の生活再建を支援します。

大田建協は、「災害時の被災建物の応急修理等に関する協定」を平成24年3月、大田区と締結しました。主に被災建物の応急修理の業務にあたります。



出典：(財)消防科学総合センター

大田建協加盟組合

- 大森建設組合
- 大森建築組合
- 蒲田建築組合
- 首都圏建設産業ユニオン城南支部
- 昭南建設組合
- 東京土建一般労働組合大田支部
- 東京都建設組合
- 東京南部建設技能組合



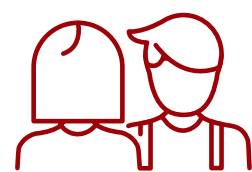
別紙 2

家を直す。 どこの業者 に頼もう。



©大田区

そんなとき、大田区建築あっせん事業連絡協議会(大田建協)が責任を持って信頼できる業者を紹介します。



無料リフォーム相談会

場所 大田区役所 1階南側ロビー

日時 第2、第4火曜日

午後1時30分から午後4時30分



電話窓口

大田建協へのご相談
03-3731-5527

大田区産業振興課を通したご相談
03-5744-1363